



たことが認められる。

- (2) 審査請求人は、物価も上がっており、生活が苦しく、医療費も要することから本件処分は違法である旨主張する。そこで、まず収入認定額について検討し、次に保護の要否及び程度について検討する。

ア 収入認定額について

次官通知第8の2のとおり、収入の認定は、月額によることとされ、次官通知第8の3(2)ア(ア)のとおり、年金収入については、その実際の受給額を認定することとされている。

本件では、①令和4年12月1日、審査請求人は、同年8月分から同年11月分までの企業年金50,734円を受給したこと、②令和5年4月14日、審査請求人は、同年2月分及び同年3月分の老齢基礎年金総額205,752円から介護保険料額6,000円を控除した199,752円を受給したこと、③同年4月20日、審査請求人は、処分庁に対し、本件申請を行ったことが認められる。

以上より、審査請求人の本件申請時の収入月額は、企業年金及び老齢基礎年金の合計112,559円であると認められる。

イ 保護の要否及び程度について

次官通知第10のとおり、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされている。

本件では、④処分庁は、審査請求人の医療費について、転出元である〇〇〇〇(以下「前実施機関」という。)及び医療機関に聞き取りを行い、2月から4月までの医療費から1月当たりの平均自己負担相当額を2,759円としたこと、⑤処分庁は、住宅管理センターに問い合わせをし、審査請求人については家賃の減額対象となり、月額34,000円に対し1割の減免が可能であり、家賃は30,600円となることを確認したこと、⑥処分庁は、審査請求人世帯の最低生活費として、基準生活費74,220円、住宅費30,600円、国民健康保険料2,056円及び医療費見込2,759円の合計109,635円を算定したこと、⑦処分庁は、審査請求人の収入につき、1月当たりの企業年金及び老齢基礎年金の合計である112,559円と算定し、審査請求人世帯の収入が最低生活費を上回っていることから、保護の要否についての判定は「否」とであると認定したこと、⑧令和5年5月16日、処分庁はケース診断会議を行い、上記⑥及び⑦に基づく要否判定の結果を踏まえ、本件申請を却下することを決定したことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、前実施機関、医療機関及び住宅管理センターに聞き取りを行い、企業年金等の金額、医療費の状況及び住宅費

の減免可否の状況等、審査請求人の実態を踏まえ、要否判定に用いる世帯の収入充当額及び最低生活費を認定したことが認められる。

したがって、審査請求人世帯の最低生活費と収入充当額とを対比した要否判定の結果、審査請求人に保護が必要であると認められないとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

- (3) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- (4) また、上記以外に本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和7年 7月29日 諮問の受付  
令和7年 8月 1日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知  
主張書面等の提出期限：8月18日  
口頭意見陳述申立期限：8月18日  
令和7年 9月24日 第1回審議  
令和7年10月31日 第2回審議

#### 第5 審査会の判断

##### 1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「(前略) この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (4) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した

要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び法第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護の基準を定めている。

- (5) 生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）別表第1第1章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を記しており、処分庁管内の本件処分時点における審査請求人世帯の居宅基準の基準生活費の額は74,220円である。
- (6) 次官通知第8の2は、収入額の認定の原則について、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」と記している。
- (7) 次官通知第8の3(2)ア(ア)は、恩給、年金等の収入について「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。
- (8) 次官通知第10は、保護の決定について、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。（後略）」と記している。

なお、次官通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (9) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の1(4)イは、恩給、年金等の収入に係る収入認定の取扱いについて、「老齢年金等で、介護保険法〔平成9年法律第123号〕第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。」と記している。

なお、局長通知は処理基準である。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 審査請求人は、平成25年9月26日、前実施機関において法による保護を開始された。なお、審査請求人は昭和25年6月〇〇日生まれであり、本件処分時の年齢は満72歳である。
- (2) 令和4年に審査請求人の住居が取り壊されることとなり、令和5年3月6日、審査請求人は、処分庁が所管する〇〇区内の市営住宅に転居したことから、令和5年4月20日付けで処分庁に対し、本件申請を行った。
- (3) 令和5年5月16日、処分庁が審査請求人の居住する市営住宅を管理する住宅管理センターに問合せを行ったところ、審査請求人については家賃の10%減免対象に該当し、家賃月額34,000円が30,600円となることを確認した。

また、同日、処分庁が審査請求人の受診していたクリニックに問合せを行ったところ、同年2月から同年4月までの医療費は、2月が「2,376円」、3月が「3,800円」、4月が「2,102円」であったことから、処分庁は、審査請求人に係る医療費の見込み（月額）を3か月平均である「2,759円」と算定した。

さらに、処分庁は、審査請求人の国民健康保険料について、〇〇市がウェブサイトで公開していた「令和5年度年間保険料の試算シート」により、令和4年度の個人市民税調査票をもとに公的年金収入金額を「1,393,038円」と認定し、1,100,000円の公的年金控除を行ったあとの総所得金額を「293,038円」として1か月あたりの保険料を「2,056円」と算定した。

そして、同日、処分庁はケース診断会議を開催し、保護の要否判定を行った。

審査請求人の収入について、老齢基礎厚生年金の振込通知書には、令和5年4月の年金支払額（2か月分）が「205,752円」、特別徴収に係る介護保険料額が「6,000円」、控除後振込額が「199,752円」と記載されていた。また、企業年金連合会からの老齢年金振込通知書には、令和4年12月1日の年金支払額（4か月分）が「50,734」円と記載されていた。

これらのことから、処分庁は、審査請求人の収入月額を「112,559円」（老齢基礎厚生年金月額99,876円（199,752円÷2月）及び企業年金月額12,683円（50,734円÷4月）の計）と算定し、これが保護の基準第1第1章に基づき算定した処分庁所管区域内の本件処分時における審査請求人に対する最低生活費月額109,635円（基準

生活費74,220円(第1類の基準額②「45,330円」、第2類の基準額②「28,890円」、経過的加算額「0円」)、住宅費30,600円、医療費見込み2,759円、国民健康保険料2,056円の計)を上回ることから、本件申請を却下することを決定し、同日付けで審査請求人に対し本件処分を行った。

(4) 令和5年8月9日、審査請求人は、本件審査請求を行った。

### 3 判断

(1) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人が行った本件申請について、次官通知第10に基づき生活保護が必要か否かの判定を行ったところ、世帯の合計収入112,559円が世帯の最低生活費109,635円を上回るため、法第8条により保護が必要とは認められないとして、令和5年5月16日付けで本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

(2) 審査請求人は、物価も上がっており、生活が苦しく、医療費も要することから、本件処分は違法である旨主張する。

そこで、まず収入認定額について検討し、次に保護の要否及び程度について検討する。

#### ア 収入認定額について

次官通知第8の2のとおり、収入の認定は月額によることとされ、次官通知第8の3(2)ア(ア)のとおり、年金収入については、その実際の受給額を認定することとされている(なお、局長通知第8の1(4)イにより、特別徴収される介護保険料がある場合については、年金から当該保険料額を控除した後の実際の受給額が収入認定される。)

本件においては、①令和4年12月1日、審査請求人が同年8月分から同年11月分までの企業年金50,734円を受給したこと、②令和5年4月14日、審査請求人が同年2月分及び同年3月分の老齢基礎厚生年金205,752円から介護保険料額6,000円を控除した199,752円を受給したこと、③同年4月20日、審査請求人は処分庁に対し、本件申請を行ったことがそれぞれ認められ、審査請求人の本件申請時の収入月額は、企業年金12,683円及び老齢基礎厚生年金99,876円の合計112,559円であると認められる。

#### イ 保護の要否及び程度について

次官通知第10のとおり、保護の要否及び程度は、原則として当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされている。

本件においては、④処分庁は、審査請求人の医療費について、前実施機関及び医療機関に聞き取りを行い、令和5年2月から同年4月までの医療費

から1月当たりの平均自己負担額を2,759円と算定したこと、⑤処分庁は、市営住宅を管理する住宅管理センターに問合せをし、審査請求人が家賃の10%減免対象となることから、家賃月額が30,600円となることを確認したこと、⑥処分庁は、審査請求人世帯の最低生活費について、前記2(3)のとおり保護の基準に基づき、基準生活費74,220円及び住宅費30,600円を算定するとともに、国民健康保険料2,056円、医療費見込2,759円をそれぞれ算定し、審査請求人世帯の最低生活費をこれらの合計額109,635円と算定したこと、⑦処分庁は、審査請求人世帯の収入につき、1月当たりの企業年金及び老齢基礎厚生年金の合計額を前記アのとおり112,559円と算定し、これが⑥で算定した最低生活費109,635円を上回ることから、保護の要否判定の結果、本件において保護が不要であると認定したこと、⑧令和5年5月16日、処分庁はケース診断会議を行い、⑦に基づく保護要否判定の結果が「否」であることを踏まえ、本件申請を却下する決定を行ったことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、前実施機関、医療機関及び住宅管理センターに聞き取りを行い、公的年金等の額、保険料、医療費の状況及び住宅費の減免可否の状況等、審査請求人の生計の実態を踏まえ、保護要否判定に用いる世帯の収入額及び最低生活費を組織的に検討の上、認定したことが認められ、その算定について、保護の基準等に照らし、違算はない。

したがって、審査請求人世帯の最低生活費と収入充当額とを対比した結果、収入充当額が上回ることから審査請求人について保護が必要であると認められないとした処分庁の判断に、不合理な点は認められない。

(3) また、上記以外に本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員(部会長) 一高 龍司

委員 渋谷 麻衣子

委員 酒井 貴子